

会 議 記 録

会議名称		第61回杉並区環境清掃審議会
日時		平成27年7月22日(水) 午前10時00分～午後0時06分
場所		区役所第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員名	柳下会長、松下副会長、岩田委員、原田委員、山崎委員、六車委員、松木委員、鹿野委員、斉藤委員、木下委員、梅田委員、植田委員、岩渕委員、井出委員、東委員、秋田委員、竹内委員 (17名)
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、都市計画課長、杉並清掃事務所長、建築課長、みどり公園課長、放射能対策担当課長、方南支所担当課長、東京二十三区清掃一部事務組合工場建設担当課長、東京二十三区清掃一部事務組合建設部推進担当課長、東京二十三区清掃一部事務組合建築土木担当課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	「杉並区みどりの基金」の運営状況について 杉並清掃工場建替工事について(建築物の建築・緑化) 貴重木の追加指定の進捗状況について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・2件) 杉並区みどりの顕彰「みどりの活動部門」の表彰の実施について 環境配慮行動アンケート調査の実施について 平成27年度環境清掃審議会開催スケジュール等について
	当日	席次表 次第 委員名簿 杉並区のごみ収集量等について 東京二十三区清掃一部事務組合の概要
会議次第		第61回杉並区環境清掃審議会 1 議事内容 (1) 委員紹介 (2) 説明員紹介 報告事項 (1) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について (2) 杉並清掃工場建替工事について(建築物の建設・緑化) (3) 貴重木追加指定の進捗状況について (4) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・2件) (5) 杉並区みどりの顕彰「みどりの活動部門」の表彰の実施について (6) 杉並区のごみの収集量等について (7) 環境配慮行動アンケート調査の実施について 2 その他 平成27年度環境清掃審議会開催スケジュール等について

第61回環境清掃審議会発言要旨 平成27年7月22日(水)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>皆様、こんにちは。環境課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>定刻になりましたので、環境清掃審議会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出欠状況ですが、本審議会委員22名の委員に対しまして、ただいま15名の方のご出席をいただいております。過半数の定足数に達しておりますので、第61回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しております。</p> <p>また、本日の傍聴者は、現時点で1名です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、会長より開会宣言をお願ひいたします。</p>
会長	<p>おはようございます。</p> <p>先ほど、そもそもの審議会のありようについて、事務局から丁寧なご説明がありまして、頭の整理が改めてなされたと思います。</p> <p>皆さんもいろいろとお気づきの点があろうかと思いますが、私自身も本来もつと審議会長しっかりしろという、事務局側からの間接的なご叱咤があったというふうに思いました。そもそも何をやらなきゃいけないのか、何をなすべきなのか、何が重点であり、何が補足的なものなのかということも、よく頭に置いて、そして区の実情をよく踏まえて進行管理しなきゃいかんということを変更して心したところでは。</p> <p>何人かの方はご存じかと思いますが、私、長年中国の環境支援のために、たびたび行ったのが原因かどうかわかりませんが、2年前に気管支ぜんそくの認定を受け、どうも5、6、7月のシーズンは呼吸器系の調子が悪いのです。今日も少しがらがらしている、何か気管支が収縮しているのではないかと。皆さんお察しされるかと思いますが、ちょっとお許しいただきたいと思ひます。苦しくなったら副会長に交代しますので、お願ひします。</p> <p>それでは、第61回の区の環境清掃審議会を開催いたします。</p> <p>最初に、事務局から報告などをしていただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、初めに審議会委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。</p>
G委員	<p>まず、東京中央農業協同組合からご推薦をいただきましたG委員です。</p> <p>Gでございます。よろしくお願ひします。</p>

<p>環境課長 O委員 環境課長</p>	<p>続きまして、杉並区議会議長からご推薦をいただきましたO委員です。 Oです。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>なお、委嘱状につきましては、席上配付とさせていただきますので、ご了承願います。</p>
	<p>次に、人事異動により、区の説明員にも変更がございましたので、ご紹介させていただきます。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>まず、都市計画課長です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>続きまして、ごみ減量対策課長です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>杉並清掃事務所長</p>	<p>続きまして、杉並清掃事務所長です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>まず、事前に郵送で配付をさせていただきました資料です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>「杉並区みどりの基金」の運営状況について、それから「杉並清掃工場建替工事について（建築物の建設・緑化）」の資料です。それから「貴重木の追加指定の進捗状況について」、「一定規模以上の開発等に係る報告」、緑化に関して2件です。続きまして、「杉並区みどりの顕彰「みどりの活動部門」の表彰の実施について」。それから「環境配慮行動アンケート調査の実施について」です。最後ですが、「平成27年度環境清掃審議会開催スケジュール等について」ということで、A4の1枚の紙をお送りさせていただいています。</p>
<p>環境課長</p>	<p>以上、7種類が事前にお送りさせていただいている資料です。過不足がございましたらお伝えください。大丈夫でしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それから、本日席上に配付をさせていただきました資料ですが、まず、次第、それから席次、そして委員名簿を置かせていただいております。大丈夫でしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>そして、ご説明の資料ですが、「杉並区のごみ収集量等について」というのを置かせていただいております。最後に、東京二十三区清掃一部事務組合の資料、A3の折った資料です。大きめの資料です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>以上が配付させていただきました資料です。過不足ありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。</p>

<p>会 長</p>	<p>では、私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございました。資料の方はよろしいでしょうか。</p> <p>では、審議に入りたいと思いますが、議事次第に沿って行いたいと思いますけれども、最初に案件の整理をしたいと思います。よろしいですか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ご報告の方法といたしましては、案件ごとにご報告、それから質疑とさせていただきたいと思っておりますが、報告事項の(3)、(4)、(5)につきましては、一括して報告をさせていただき、質疑をお願いしたいと思っております。</p> <p>それから、本日は杉並清掃工場建て替え工事に関する報告をさせていただく予定ですので、東京二十三区清掃一部事務組合の職員の方々の同席をお認めいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>審議会条例の第6条で、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができるという規定があるようです。東京二十三区清掃一部事務組合の職員の出席を認めたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>よろしければ、それでは、東京二十三区清掃一部事務組合の職員の方の出席及び発言をお願いしたいと思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、出席の職員の方から自己紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>東京二十三区 清掃一部事務 組合工場建設 担 当 課 長</p>	<p>改めまして、東京二十三区清掃一部事務組合工場建設担当課長でございます。</p> <p>本日、杉並清掃工場の建て替え工事の案件がございますということで、参加させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>東京二十三区 清掃一部事務 組合建設部推 進 担 当 課 長</p>	<p>同じく、東京二十三区清掃一部事務組合建設部推進担当課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>東京二十三区 清掃一部事務 組合建築土木 担 当 課 長</p>	<p>同じく、建築土木担当課長です。よろしく願いします。</p>
<p>東京二十三区</p>	<p>すみません。簡単ではございますが、清掃一組の概要についてご説明をさせて</p>

<p>清掃一部事務 組合工場建設 担当課長 会 長 東京二十三区 清掃一部事務 組合工場建設 担当課長</p>	<p>いただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ、お願いします。</p> <p>本日、皆様のお手元にA3の1枚、私ども「清掃一組の概要」というご案内を させていただいております。</p> <p>まず、1番を見ていただきまして、3行目に、清掃事業が平成12年4月1日、 23区に移管されましたという記載があると思っておりますが、平成11年まで、23区の清 掃事業は、東京都清掃局で行ってございました。これが23区に移管をされまして、 私ども23区で共同で設置をいたしました東京二十三区清掃一部事務組合というところ が引き継いで行っております。</p> <p>下の、丸の絵を見ていただきまして、清掃事業の中で、ごみの収集・運搬、資 源回収などは、23区各区がそれぞれ行っております。杉並区のごみ収集は杉並区 が行っているということです。その下の、ごみの中間処理、焼却や、不燃ごみの 破碎処理、こちらを私ども清掃一組が実施しております。ごみの収集車で収集し てきたごみを受け入れて、その工場を運営管理しています。最後、最終処分につ きましては、こちらは東京都がそのまま実施をしています。</p> <p>右側の施設配置図を見ていただきまして、私ども21の工場を運営しています。 このうち、今、2つの工場、右側の練馬区の練馬清掃工場、杉並区の杉並清掃工 場というのを、今、建て替え工事を行っております。このうち、私どもは杉並清 掃工場の建て替え工事を行っているところです。杉並清掃工場につきましては、 平成29年9月末に竣工予定です。どうぞよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長 東京二十三区 清掃一部事務 組合工場建設 担当課長 会 長</p>	<p>質問を一応受け付けますか。いかがですか。今の一部事務組合についての概要 ということですが、</p> <p>一部事務組合というのは、本部はどこにあるのですか。</p> <p>本部は、飯田橋の区政会館というところがございます。</p> <p>23区の中で、容器包装類の分別を行っているところがあって、その中間的な、 例えばボール工場とか、そういった施設が23区の中では特にないのですか。ある いは、一部事務組合では直接整備をしていないのですか。</p>

東京二十三区	やっております。
清掃一部事務	中間処理になりますので、資源リサイクルとかは、各区の取り組みになります
組合工場建設	ので、そちらはやっております。
担当課長	
会長	それは、区でやるのですか。
東京二十三区	はい。
清掃一部事務	
組合工場建設	
担当課長	
ごみ減量対策課長	ごみ減量対策課長です。杉並区はそういった、取り組みはやっております。
会長	杉並区はね。わかっているのですが、23区として聞きました。23区の中でそう
ごみ減量対策課長	いうところは区がやるのですね。
会長	そうですね。
ごみ減量対策課長	そうですね。よろしいですか。
会長	では、早速議事に入らせていただきます。
ごみ減量対策課長	要領よく進めないといけないので、大体、報告事項を11時半ぐらいをめどに、
会長	何とか終わらせて、最初にA委員からもありましたが、少し審議会として、どう
ごみ減量対策課長	今後1年間、何を重点に置いたらいいかというあたりを少し、単なるスケジュール
会長	として考えるのではなくて、そこの中で、どのような議論が必要なのかと
ごみ減量対策課長	いうあたりを、皆様に意見を出していただいて、スケジュール確認するというふ
会長	うにしたいと思います。
ごみ減量対策課長	では、最初に、「「みどりの基金」の運営状況について」の報告をお願いいた
会長	します。
みどり公園課長	私からは、「「杉並区みどりの基金」の運営状況について」ご報告させていただきます。
ごみ減量対策課長	資料をご覧ください。
会長	この報告は、杉並区みどりの基金運営要綱第3条の規定に基づき、環境清掃審
ごみ減量対策課長	議会にみどりの基金の運営状況を報告するものです。
会長	基金の設置は、平成14年10月1日、設置目的は、みどりの保全及び緑化の推進
ごみ減量対策課長	を図るための事業に要する経費の財源に充てるためのものです。
会長	最初に、基金の現況ですが、資料のとおり、寄附の収支について、設置当初か
ごみ減量対策課長	らの寄附額、支出等を一覧にしております。平成27年3月末現在の寄附収支につ

<p>会 長</p>	<p>きましては、(1)基金の収支状況表の下から2番目、26年度の行に記載のとおり、30件、99万4,824円の寄附があり、支出は107件、746万6,500円を保護樹林補助金の2分の1に充当しています。基金残高は、1,114万3,669円です。</p> <p>寄附者につきましては、これまで53%が個人の方で、47%がそれ以外。基金の使途としては、記載のとおりで、主に助成等に充てています。</p> <p>次に、活用ですが、27年度は「みどりの基本計画」に基づき、主な使途を「みどりの保全」としておりますので、保全に活用していきたいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> <p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>今日、課長からの所掌の説明を聞きまして、環境清掃審議会の条例施行規則の中で、審議事項、第2条の審議規則という中の第4項に、この基金条例に規定する基金の運営に関することというのが、重要な審議事項の一つとしてわざわざ特定されているのですね。</p> <p>これは、ただ報告を聞いて聞きおくとか、参考になりましたというわけには、審議会としてはいかない事柄です。わざわざ書いてあるということですから。一端の責任を審議会として持たなければいけないということでもありますので、そういう観点からも少し議論をしてみたいと思います。報告ではありますけれども、いかがでしょうか。A委員。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>ご報告はよくわかりましたが、ここ数年で、740万円程度の支出を継続していて、現在残高が1,100万円ぐらいですね。今年度も同様な使途を予定していますというのが最後に書いてあるんですけど、このペースでいけば、今年度はいいとしても、次年度はなくなってしまうと。</p> <p>それに対する対応というか、結論的には区の積立金を新たに設けて積み増すか、もしくは寄附額、結構ばらつきが見られるんですけど、例えばそれを満たすかどうかは別としてですけども、目標を持って寄附金を集めるようなことをするとか、というようなことは考えられるんじゃないかなと思うんですね。そういった対応を何か考えているのであれば教えていただきたいですし、ないのであれば今年度中には考えていかないと、次年度対応できなくなってしまうですね。</p> <p>また、もともとの設立趣旨がちょっといまいまいちわからないんですが、そもそも区の予算でこの助成金を賄うというのでもよかったんじゃないのかなと思うんですが、あえて民間に助成するためには、税金とは別に民間からの寄附金が必要だという趣旨のもとにこういった基金を設けているのか、ちょっとその辺の説明も</p>

<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>あってもいいのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。 お願いします。 最初の、このままのペースでいけば、目減りしていつっちゃうじゃないかという話はもっともだと思っています。私どものほうも、基金の運用については少し課題があると思っております、皆さんの寄附を集めるために、一つはこれまで緑化推進のほうに充ててきた部分もありますけれども、どちらかというとなんか保全を意識して寄附のほうをたくさんいただこうと考えておりました。ただ、その寄附においても、屋敷林の保護樹林になっていますので、その2分の1に充てるというところは今のところは大きい額です。ですので、保全に充てるにも何らかの見直しが必要という認識をしています。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>また、当初の目的ですが、これについては、みどりに関係する全般的な財源に充てるということで、普及・啓発もあり、緑化もあり、保全もありというふうな状況でした。当初は、活動助成ということで、区民の方々の活動に充当するようなことでしたが、まだ活動の団体が数が少なかったりということもあり、特定の団体だけになってしまうんじゃないかということもありまして、現在は保全にシフトしているような状況です。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>その趣旨は、今のお話でいくと、活動助成を目的として特定の団体だけに偏ってしまうと危ないということ、危ないというか、よろしくないということで、基金として設立したということですね。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>基金の設立の趣旨は、緑化活動とか、みどりの保全、みどりの創出関係に財源として充当することでの設立目的です。ですので、活動助成だけではございません。 当初は、緑化活動の普及ということで、その活動助成での運用ということもやっておりました。ただ、まだ活動団体が数少ないということもありまして、特定の団体だけになってしまうというところから見直しをして、屋上・壁面緑化の助成に充当したり、保護樹林に充当したりというような変遷をして来ているという状況です。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>すみません。ちょっと余りよく理解していないんですけど、要は、寄附金で賄う必要はあるのかと。区の予算だけでいいんじゃないかということなんですね、2つ目の確認というか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>補助金を使って区の予算でできているのに、なおかつそれを充当するというのはどうなのかということだと思いますが、そういう部分は確かに認識していま</p>

	<p>す。ただ、どのような使い道をしているのかという見せ方も基金のPRになるという部分もありますので、区のほうで守っている、例えば今回、これまで3年間ほどですけれども、保護樹林といったことで、みどりの保全というところを強調できるわけですので、そういうところをPRするために、補助金への充当というところをしているものでございます。</p>
A 委 員	<p>ありがとうございました。目減りして今後どうするかということは、多分前回の説明でも屋敷林の充実とか、区内の、特に23区の中でも会長も前回おっしゃったと思うんですけども、緑が多いほうですよ、23区の中でも。屋敷林の重要性ということをおっしゃったので、なかなか難しいとは思いますが、次年度に向けて、基金のあり方自体も少しご検討いただければというふうに思います。すみません、ありがとうございます。</p>
会 長	<p>これ、放っておくと、来年度でこれはゼロになりますので、本年度はまだしも来年度何らかの形で、制度のあり方だとか評価と制度のあり方について、根本から議論をして結論を出さない限りは自然消滅してしまうということになりかねませんので、もちろん区が積立金を平成17年からそろそろ10年たちますから、また5,000万円ぐらい、厳しい財政下ではありますけれども、投入するという考えもあるかもしれませんが、根本的な問題を少し議論したほうが良いというA委員からのご提案がありましたので、頭に置いて、審議会マターとしてやっぱり議論したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>
環 境 部 長	<p>前任が財政課長だったものですから、補足をさせていただきます。</p> <p>まず、基金というのは、ある程度の一定額をそこに置いておいて、そこから上がってきた運用益で、また事業を進めていくというような性質を持っているものでございます。その元金に、区の一般会計からお金を投入するという部分もあれば、こちらの基金のように寄附で賄っているという部分もあり、両方で成り立っています。</p> <p>現状では、個別の事業に基金から充当していく中で、低金利の時代ですから、どうしても元金の部分も目減りしていつているという状況が、みどりの基金だけじゃなくて、区のほかの基金にも大なり小なり言えることでございます。</p> <p>また、ご指摘のどのような事業に基金を充てていくかというのは、先ほどみどり公園課長のほうからご説明があったとおり、これは基金の運営要綱という形で5項目明示されており、区民の緑化活動への助成と、緑化活動を行う人材育成、民有の樹木の保全に関すること、みどりの普及啓発に関すること、その他みどり</p>

	<p>の保全・創出に関することとなっております。</p> <p>そうした中で、予算を組む際には、基金からの繰入先の事業についても寄附者のことも考えて有効に活用できるように予算を編成しております。先ほど見ばえのようなことを申し上げましたが、寄附者の方の意図が正確に伝わっていくために、どの事業に充当するのがいいかという中で、今は、助成の部分に充当させていただいているということです。</p> <p>いずれにしましても、基金はみどりの基金だけではなく、ほかの基金、保健福祉のほうも持っている社会福祉基金などいろいろありますが、全部似たような状況にありますので、それは区全体の課題の一つというふうに認識しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。いずれにせよ、今のご説明で何か将来的な展望が出てきたというわけではありませんので、課題があるということについては変わりはないということ、ぜひ自然消滅なんかすることがないように、どういうふうにしたらいいか、ぜひ区のほうでまず考え、審議会としても、先ほど条例にもありましたように、この辺のことについて議論をする必要があるのではないかというふうに思います。</p> <p>よろしいですか、次の案件にいきます。</p> <p>次は、「清掃工場建替工事について」の件であります。ご報告お願いいたします。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>それでは、私から「杉並清掃工場建替工事について」ご説明申し上げます。</p> <p>今日お配りしてあります杉並清掃工場のあらまし、パンフレットですね、こちらをご覧ください。この内容に沿って、私のほうから説明をさせていただきます。</p> <p>まず、初代の杉並清掃工場、今、建て替えを行っておりますが、昭和57年12月に竣工されまして、約30年間運営をしましてまいりました。今回施設の老朽化に対応するため、事業者である東京二十三区清掃一部事務組合による建設工事が進められているところです。</p> <p>私からまず、建設工場のあらましについて説明させていただきます。次に、一定規模以上の開発等に係る報告ということで、担当の課長よりご説明を申し上げます、最後に、今の建設工場の現況報告をさせていただくということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、このあらましの表紙をご覧ください。こちらが完成予想図、今回の建て替え工場の完成予想図が表紙のところに出ております。</p>

表紙をめくっていただきますと、1で施設計画というのが書かれております。こちらで工事場所、杉並区高井戸東3-7-6というようなことと、先ほど工期もありましたけれども、平成24年9月27日から平成29年9月30日までということで、ちょっと長い期間、工事期間になっています。プラントも焼却能力というところで600t、300tの炉を2基というような形で用意させていくような形になっています。

続きまして、2で環境保全です。こちらの大気汚染につきましては、記載の表に示しましたように、法の規制値よりも厳しい自己規制値を設定しているところです。その他、水質汚濁、悪臭、騒音、振動につきましては、あらましに記載のとおり、法令の規制基準を遵守する計画となっています。

右のページ、3で杉並清掃工場の特徴3つ、大きく書かれております。まず1点目が、地球環境との調和ということで、工場敷地の北東部及び西側に人工地盤を設け、敷地を一周できるウォーキングロードとした緑地を含めた整備を行っていく予定になっています。2点目が、地球温暖化の防止ということで、こちらも従来よりも効率の高い廃棄物の発電設備の導入により、発電電力量の増加及びLED照明等による消費電力の低減などの省エネルギー化に努め、CO₂排出量の削減に取り組んでおります。3点目が、自然エネルギーの利用についてですけれども、太陽光パネルの設置など自然光を積極的に利用するほか、地中熱を利用した空調設備を導入する計画となっております。

次に、内側の見開きを開いていただいて、4で工事工程・工事内容ということで、スケジュール、工事工程の記載がございます。こちら見ていただきますと、まず解体工事ですけれども、仮設テントを設置して、工場棟の解体及び地下の掘削工事を平成27年10月ごろまでの予定で行うことになっております。続いて、煙突工事ですが、こちらは平成27年度いっぱい行っていく予定です。

建築工事については、平成27年夏ごろから建物の建設を行っていく予定となっております。プラントの工事は、この建築工事の進捗状況とあわせまして、平成27年12月ごろより、焼却炉の設備、それから公害防止設備、発電設備などを据えつけていく予定となっています。外構・植栽工事については、平成28年度の終わりごろから行う予定となっています。最後に、試運転ですけれども、平成29年度になりましたら、9月の竣工を目指して試運転を行う予定となっています。工事工程はこちら確認していただければと思います。

5で、作業計画・工事車両についてですけれども、こちらは、原則として月曜

<p>建 築 課 長</p>	<p>日から土曜日までの午前8時から午後6時までと、日曜日、祝日、年末年始は作業を行わないというようなことが書かれております。こちらの内容はパンフレットで確認をしていただければと思います。</p> <p>続きまして6で、工事中の環境保全対策です。工事中の環境保全対策につきましては、安全対策、それから騒音・振動対策、粉じん対策、電波障害対策、排出ガス対策、排水対策等、ここに書かれているそれぞれの記載のとおり対策を行っていることをご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして7で、清掃工場のしくみのところで、図が描かれているかと思えます。こちら図をご覧ください内容を確認していただければと思います。</p> <p>最後になりますけれども8で、配置計画図ということで、裏面のほうになります。工場棟、それから煙突の位置などをご参照いただければと思います。工場棟を囲むようにこの緑色の部分があるのがおわかりいただけるかと思いますが、その中の白い道のような部分がウォーキングロードとして計画している部分でございます。</p> <p>大変長くなりましたが、私からの説明は以上になります。</p> <p>引き続きまして、一定規模以上の開発等に係る報告について、それぞれ担当課長より、ご説明を申し上げます。</p> <p>それでは、私から「一定規模以上の開発事業等の報告」をさせていただきます。</p> <p>お手元に資料があるかと思えます。環境清掃審議会におきましては、延べ面積が1万㎡を超える建築物については、私から建物の概要について説明させていただきます。今回杉並清掃工場につきましても、延べ面積が1万㎡を超えますので、私から報告をさせていただきます。</p> <p>敷地の住居表示ですが、記載のとおりです。</p> <p>地域・地区、都市計画ですけれども、近隣商業地域と第二種住居地域にまたがっております。近隣商業地域については、建蔽率が80%、容積率が300%になっております。第二種住居地域については、建蔽率60%、容積率200%になっております。</p> <p>敷地の面積ですが、2万5,358㎡です。</p> <p>建物の用途は、ごみ焼却場です。</p> <p>構造・規模、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造で、地上5階・地下3階です。</p>
----------------	---

建築面積は、1万2,321㎡余り。

延べ面積は、3万1,556㎡余りとなっています。

高さについては、27m。

予定工期については、先ほど説明があったとおり、平成29年9月30日までの工事予定となっております。

建築主については、東京二十三区清掃一部事務組合。

確認については、昨年4月25日に建築確認、東京都からとってございます。

めくっていただきまして、「まちづくり条例」というのが杉並区にございまして、1万㎡を超える建築物の建築におきましては、土地利用構想というのを事前に出してもらわなければならないんですけども、今回は公共施設ということで、それにかわるものということで、こういった申請を出していただいております。この中で、下の4の土地利用の概要をご覧になっていただきたいと思います。現況、従前の清掃工場なんですけれども、緑地、広場状空地、こういった公共的な空間につきましては、25%ほどあったと。これが、今回の計画では緑地、歩道状空地、広場状空地合わせて30%ということで、こういった公共的なオープンスペースが増えたという計画です。

また、裏面をご覧になっていただきたいと思います。裏面の上から2番目、地域貢献に関する事項、これにつきましては先ほどごみ減量対策課長からもお話がございましたが、5点地域貢献をしていると。1点目は、工場敷地北側及び西側に人工地盤を設け、公開緑地等として整備をするということ。2点目として、工場敷地周囲を周回する遊歩道を整備するという。3点目として、工場棟の高さは旧清掃工場の高さ以下に抑えるということ。4点目として、建物外観は周辺環境と調和したデザインとするということ。5点目は、屋上・壁面緑化、敷地内の緑化に努めるということ。こういった地域貢献を考えているということでございます。

右側に、添付図面の目次がありますが、まためくっていただきまして、1枚目、これが付近見取り図です。清掃工場の申請敷地が斜線入ったところが申請敷地です。

まためくっていただきまして、全体配置図です。かなり詳細な図面になって見づらい部分もございますけれども、先ほどお話あったとおり、遊歩道あるいは公園的な芝の広場、そういったものが記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>まためくっていただきまして、3、南側立面図、東側立面図です。 まためくっていただきまして、4、北側立面図、西側立面図です。 まためくっていただきまして、5、日影図です。日影規制は十分満足した計画になっております。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>引き続き、お願いします。</p> <p>私からは、「杉並清掃工場建替工事」の緑化計画について、説明いたします。 説明の前に、資料に一部記載漏れがありましたので、お伝えいたします。記載漏れの部分は、計画植栽一覧表20ページをご覧ください。20ページの右側、記号の部分に「場内」というところがあります。「場内」の番号の10、11について、こちらについては移植をする樹木ですので、移植の「移」を追記してください。また、21ページの部分にも同様に「場内」の番号44、45について、こちらも同様に移植の樹木ですので、移植の「移」を追記してください。申しわけありませんでした。</p> <p>それでは、本件の説明をいたします。</p> <p>所在地、敷地面積、建築物の概要、用途地域等は、資料の頭紙の記載のとおりです。</p> <p>杉並区環境基本計画に係る施策区分と取り組み概要ですが、施策区分は、3－4緑化指導の充実、1－9ヒートアイランド対策の推進、取り組み概要は、緑化基準を満たす計画を指導しております。</p> <p>保存される樹木、緑地面積ですが、保存される樹木は、高木511本のうち136本、中木853本のうち19本、低木につきましては、2,365本のうち8本を保存いたします。この保存される樹木の緑地面積は、3,799.30㎡です。</p> <p>次に、緑化基準ですが、接道部の緑化延長は、基準の224.81mに対して、261.64mです。また、緑地面積は、基準3,043.01㎡に対して、屋上・壁面緑化を含めて1万4,167.33㎡で、いずれも基準を満たしております。樹木本数は、保存緑地面積が基準緑地面積を満たしているため、緑化基準の適用はありません。</p> <p>2ページ目に、案内図及び緑化コンセプトをつけてあります。緑化コンセプトは「武蔵野の緑を親しみ・ふれあい・楽しみ・安心して利用できる緑化空間」をテーマとして、既存樹木を活用し、武蔵野の自然をイメージできるようなバランスよく配置し、四季を感じ取れるような計画となっております。</p> <p>3ページ目に、現況図。</p>
------------------------	---

<p>会 長</p>	<p>細かいですが、4から17ページに、現況植栽一覧表。 18ページ目に、緑化計画図。 19ページから21ページ目に、計画植栽の一覧表。 22ページ目に、屋上及び壁面緑化の計画図をつけております。 私からは以上です。 ありがとうございました。 以上の杉並清掃工場の建て替え進捗状況のご説明いかがですか。ご意見等ございましたらお願いします。 はい、お願いします。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>ご説明ありがとうございます。公募のFと申します。 工場全体については、よくわかったというか、私は素人なので全くよくわからなくて聞いていたんですけども、素人的には、この工場は私の息子たちが見学に、小学生のときに伺って、初めて3Rという言葉を生工場の方から教えていただいたすごい記念の場所なんですね。 そういう意味で、教育の場としてどう使われるのかとか、例えばほかの川口市とかいろいろありますけれども、区民サービスの場として空きスペースで、例えばリサイクルのバザーをやったりとかするようなコーナーをつくっていただいたりとか、中古家具のリサイクルができるようなごみ工場さんもあったりするもので、そういうような意味での区民サービスの場として、どういう工場になるのかという、教育と区民サービスの場としてのご予定を一つ教えていただきたいのと、もう一つが、自然エネルギーが使われるということと、地球温暖化に対しても非常に配慮されているということなので、それを周りの区民とか、住民とか、子供たちがどうやってわかるのか。努力はすごいわかるんですけど、その見える化について、どのような計画を持たれているのかを教えてください。よろしくお願いします。</p>
<p>会 長 ごみ減量対策課長</p>	<p>地域貢献について、お願いします。 この清掃工場は、「ごみ戦争」といった歴史を踏まえて建設されたということで、高井戸地域の方々、住民の方の熱い思いがある中で建設されたという経緯がございます。 そういった中で、正用記念財団というのがございまして、そちらのほうでいろいろな活動もされているという状況の中、今回工場の中にも「ごみ戦争」の歴史や、今までの経緯を「資料室」というような形でつくり、経緯をお知らせするよ</p>

<p>東京二十三区 清掃一部事務 組合工場建設 担当課長</p>	<p>うなコーナーを設けたり、今も環境学習ということで小学校の4年生が、工場の見学だとかを行ってきたところですが、見学者用のそういったスペースを設けまして、これまで以上にこの工場の役割だとか、これまでの地域の歴史だとかというものを、子供たちにきちんと伝えていくような形の施設をつくっていくよう、今現在進めているところであります。</p> <p>清掃一組でございます。</p> <p>自然エネルギーにつきましては、まず、見える化という、今、ご質問でございました。1点目は太陽光のパネルをまず設置をいたします。今、何キロワット発電していますという形で見られるようにいたします。もう1点は、清掃工場の熱のエネルギーというのがございまして、熱のエネルギーを使いまして、足湯というものを建設しようとしています。熱をどうやって使うか、電気をつくる、もう一つお湯をつくるというのがありますので、そういう体験施設をつくって実際にどういう形で熱が使われているかというのに触れていただこうということを考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長 A 委 員</p>	<p>A委員、お願いします。</p> <p>地域貢献で、一つは資料室をつくれるということで、前回副会長からご指摘あったみたいに、オリンピックもありますので、英語表記というか、恐らく何か国語かでの説明というのはもうご検討だと思うんですけど、できればそういった国際対応みたいなものも資料室の中にできればいいかなというふうに思います。</p> <p>それから、今、一組の方からお話あったみたいに熱を利用するということですよ。このパンフレット見ますと、ちょっとすみません、こちらの地元まだ余りよくわかっていないんですけど、高井戸温水プールに余熱利用設備としてつなげていくという話があるので、そういうのをもう少しアピールしてもいいのかなというふうに思います。</p> <p>それから、ちょっと僕、川崎市で前働いていて、地中熱利用の研究を一緒にさせてもらったんですね、企業さんと。ここでも、地中熱という言葉がありましたよね、3のところの自然エネルギー利用で、地中熱を利用した空調設備なんていうのもあると思うんですね。確かに容量としては小さいかもしれないんですけど、やっぱり自然エネルギーというんですかね、再生可能エネルギーみたいなものは、こういうものもあるんだというのが、地域の方とかお子様に伝わればよりいいかと思うので、そういった太陽光のパネルがあるのと一緒に地中熱に関して</p>

	<p>もアピールするようなものがあると、よりいいのかなと。環境学習の面でもよろしいのかなというふうに思います。単なるアドバイスというか、意見だけです。すみません。ありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。お二人しか、時間の都合で意見いただいていませんが、総じておっしゃっていることは、地域貢献についてですね。それからパンフレットは、非常に物理的、工学的なことが書いてあるのですが、人との接点がどうなっているかとか、住んでいる人との接点がどうなっているかとか、そういうところが書かれていないのではないかと。</p> <p>多分、F委員の発言もA委員の発言も、そういった部分に関する説明がないと、例えばこれを地域住民に説明するときに、自分とのかかわり合いからの意見等が出にくく、そういう立派な施設ができるのですねという、単なる見学物になってしまうので、多分そういう面の説明もしたほうがいいのではないかとそういう発言があったというように私は捉えました。参考にさせていただいたらいかがでしょうか。</p> <p>いいですか、よろしいですか。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>地域住民とのかかわりということであれば、これは運営協議会というものをつくって、委員の方の意見をもらったりとか、建設であれば、建設協議会というようなことを設けて、この地域、例えば北側にマンションがあつたりとかというようなことがあれば、そういうところと一体的にこの工場建設というのはやっているということでもありますので、ハードだけではなくて、やっぱりソフトの面でもそういった意見交換というような場を設けながら、工場建設に当たっているということでご理解いただければと思います。</p>
<p>会長 I 委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>杉並区商店会連合会のIと申します。</p> <p>今の会長のお話と、ちょっと似通っているんですが、不燃ごみ中継所の排水による地域被害という問題が出て、あそこがもう丸々眠っている状態の施設になっているわけですね。それと全く同じような形の心配が、ここで起きないのかということで、もし、一つの例なんです、外堀に例えば蛭や昔からの生き物が生きて泳いでいるような川をつくってあげて、そして子供たちが遊べる環境もあるし、ここから出ている排水については、直接下水道に流しちゃうんじゃなくて、これだけ安全な状態で処理をできますよという、この図、排水が何カ所かありますけど、そんなこともあわせて今から可能であれば、地域のまちおこしにもなる</p>

<p>会 長 東京二十三区 清掃一部事務 組合工場建設 担 当 課 長</p>	<p>し、あるいは地域の子供たちが、先ほどの見学じゃないですけど、自然と一緒に戯れるような環境、生き物が生きている、排水設備でちゃんと処理されているという目に見える対応ができるような施設をあわせて、今からで可能なのかどうなのか、ご意見お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>どうですか。</p> <p>清掃一組でございます。</p> <p>今、もう既に建設工事が進んでおります。それで、今、みどりのウォーキングロードとかも含めて、この辺地域の皆様と杉並区とお打ち合わせさせていただきながら、できるだけ自然に近い形でということで、計画を進めてきたところです。</p> <p>設備につきましては、もう建設が始まっております。もう解体も終わって、建物の建設にかかるところでございますので、今からプラントを変えるというのはなかなか難しいかなというところでございます。</p> <p>排水につきましては、水質汚濁防止法、下水道基準をきちっと守らせていただくということで、ご理解をいただきたいなということでございます。</p> <p>あと、工場の運営につきましては、運営協議会というのを開催いたしまして、半年に1回、年に2回、3回と、皆様に工場の運営状況をご説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後にお諮りすることになっているわけですが、今年度の審議会のスケジュールについてですが、清掃工場はちょうど解体が終わって、いよいよ設備の着工工事に移るという絶好の機会なので、今年の12月に次の審議会を予定しているわけですが、そのときに、その前後の時間を活用してこの工場の見学を審議会として行ったらどうかという話が出ております。後ほど、少し議論をしていただいたらいかがかと思えます。</p> <p>よろしいですか。はい、どうぞ。</p>
<p>L 委 員</p>	<p>2点ほど伺いたくお願いいたします。</p> <p>屋上緑化とか、それから壁面とか、いろいろ緑化に随分気を使って、今までよりも緑被率、全体として緑化率が高くなっているようになっているというのは、すばらしいと思いました。</p> <p>ちょっと気になったことが、屋上緑化に高木が入っていますけれども、高木と</p>

<p>東京二十三区 清掃一部事務 組合建築土木 担 当 課 長</p>	<p>なると土というか人工土壌なのかというようなことと、そういう高木を植えても いいような土壌というのはどのぐらいの深さになっているのか。重さとか、建築 基準では大丈夫なんでしょうけど、その辺ちょっと伺いたいのと、もう一つ、管 理ですけれども、これだけのものを植えたり、緑化した後の管理というのは、ど んなふうに考えてらっしゃるのか、その2点、よろしく願いいたします。</p> <p>清掃一組建築土木担当課長です。</p> <p>今、委員からご指摘があった屋上緑化の高木の件ですが、一応客土を50cm受 けまして、風に飛ばされないように建物に定着するような形で構造を考えており ます。樹種については、今、選定中でして、まだ決定はしていません。</p> <p>維持管理についてですけれども、こちらについては自動かん水装置を導入しま して、日々植物に合わせて水を供給するというように計画しております。</p> <p>それから、壁面緑化についても同じく自動かん水装置を設置するとともに、樹 種については、今、工場の周辺に植えるに適した植物がどのようなものかという ことで試験中でございます。</p>
<p>L 委 員</p>	<p>管理ということで、わかりました。</p> <p>それともう一つ、今までのあんさんぶるとかそういうところを見ると、区民が 入って行って、そこの管理をやるというようなことをやっているわけですけれど も、そんなふうなことはお考えなのでしょうか、どうでしょうか。</p>
<p>東京二十三区 清掃一部事務 組合建設部推 進担当課長</p>	<p>一組、推進担当課長です。</p> <p>植栽の管理ですが、工場にもよりますが、年2回ないしは3回ぐらい業者に委 託を出しまして、木の剪定とか、薬剤をまいたりとか、そういったことはやって おります。また、日々のちょっとした草刈りとか、そういったものは、工場の職 員のほうでやるような予定になってございます。よろしいでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>次にいかせていただきたいと思います。</p> <p>次は、3、4、5の3つの案件はまとめて報告して、質疑を行いたいと思いま す。</p> <p>お願いします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>最初に、「貴重木の追加指定の進捗状況について」報告させていただきます。 資料のほうをご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、平成26年1月に実施した第57回の審議会で予定を報 告させていただいております。「杉並区みどりの条例」第10条に規定する貴重木 について、制度運用開始後10年以上が経過し、指定本数が減少してきたために、</p>

杉並区の実行計画に基づき、追加指定を現在進めているところでございます。

まず、制度の概要と経過について説明いたします。

区内の特に貴重な巨木や珍木について、貴重木として指定し、所有者と協定を締結し、独自の支援を行うことで、区内の貴重な樹木を保全していくものです。平成12年度から14年度にかけて、民有地で合計50本の樹木を指定してきましたが、枯死や公有地化などにより、平成25年度末には39本になっておりました。内訳については、2枚目の資料1をご参照ください。

区は、これまで民有地に限り、指定を行ってきました。そのため、相続等で敷地が売却される際、可能なものは公園として取得し、保全に努めてきましたが、公有地化に伴っては、指定を解除してきました。そこで、民有地の指定を進めるとともに、公有地に存在する以前貴重木であった樹木や、公園等の公共施設に存在する貴重な樹木についても指定を進め、民間50本、公共で50本、計100本の指定を実行計画で目標として目指しているところでございます。

指定基準については、表に記載のとおりです。

支援内容は、樹木1本当たり年間8,000円の補助。また、枝折れや倒木に備えて保険に入っております。また、希望される方には、樹木医による診断や診断結果に基づく剪定や保全工事の支援も行っております。

次に、平成26年度の実績について説明いたします。平成26年度は、平成12年に、財団法人日本緑化センターに委託し、実施した「杉並区貴重木選定調査委託」の調査結果、また、平成24年度に実施した「杉並区みどりの実態調査」などを参考に、候補樹木を抽出しました。あわせて、樹木医による講習を受けた職員2名が、一組になって現地調査を行い、評価の高いものについて所有者と協議をし、このたび民間で9本、公共で10本の協定を締結することができました。

資料の2から4をあわせてご覧ください。

資料の2に、今回の指定の樹木リスト。また、3には写真等を載せてあります。あわせて4には、位置図を示しております。

その結果、民間が48本、公共で10本の指定数となりました。

最後に、今後の予定ですけれども、9月末までに現地調査を終え、11月までに結果を精査し、2月までに協定をし、27年度についても引き続き貴重木の指定を進めてまいります。

次に「一定規模以上の開発に係る報告」をいたします。

今回は、民間の特別養護老人ホームの計画が1件、学校法人の計画1件、計2

件です。

まず、民間の特別養護老人ホームの計画の報告をさせていただきます。

(仮称) 杉並区荻窪特別養護老人ホーム新築工事の資料をご覧ください。

本件は、旧荻窪団地跡地の特別養護老人ホーム新築に伴う緑化計画でございます。

所在地は、荻窪三丁目7番。

敷地面積は、4,101.01㎡です。

杉並区環境基本計画に係る施策区分と取り組み概要ですが、施策区分は、3-4緑化指導の充実、1-9ヒートアイランド対策の推進。取り組み概要は、緑化基準を満たす計画を指導しております。

保存される樹木、緑地面積ですが、高木1本中1本保存。緑地面積は、13.85㎡です。

緑化基準ですが、接道部緑化延長は、基準の156.02mに対して、184.34mで、基準を満たしております。また、緑地面積は、基準984.24㎡に対して、屋上緑化の271.16㎡を含めて999㎡で、基準を満たしております。新規の樹木本数は、基準緑地面積の984.24㎡から、保存緑地面積の13.85㎡を引いた残りの面積970.39㎡に対する樹木本数で、高木の基準49本に対して、新規植栽50本を含む51本。中木の基準323本に対して、新規植栽を359本。また、低木の基準970本に対して、新規植栽を1,015本設けており、基準を満たしています。

2ページ目に、案内図及び緑化コンセプトをつけております。

場所は、JR荻窪駅から南東約800mに位置し、北側に区立大田黒公園があります。

緑化のコンセプトは、南側に面する都市再生機構の集合住宅が形成するオープンスペースと連続した空間となるように意識するとともに、既存の公園、広場と一体感となるような空間を設け、閉鎖的にならないような樹木の高さ、密度に配慮するようになっています。

3ページ目に、現況図。

4ページ目に、緑化計画図及び新規植栽一覧をつけております。

続きまして、学校法人の計画の報告です。

「東京女子大学寄宿舍建替工事」の資料をご覧ください。

こちらについては、資料に一部訂正がございますので、お伝えいたします。6ページ目、緑化計画平面図の左上の部分をご覧ください。オレンジ色で樹木の位

置をしるしてありますが、その左側から4本目に「②の042」というふうになっている部分がございます。これが「①の042」の誤りですので、訂正をお願いいたします。申しわけありません。

それでは、説明いたします。

本件は、敷地北側の寄宿舎の建て替えに伴う緑化計画です。

所在地は、善福寺二丁目6番1号、敷地面積は、4,500.71㎡です。

建築計画で、全敷地面積9万4,484.6㎡のうちの一部を敷地面積として捉えておりますので、緑化計画も同様として、この面積を敷地面積と捉えております。

杉並区環境基本計画に係る施策区分と取り組み概要ですが、施策区分は、3-4緑化指導の充実、1-9ヒートアイランド対策の推進。取り組み概要は、緑化基準を満たす計画を指導しています。また、建築計画に当たり、樹木の保全に配慮するよう指導しています。

保存される樹木、緑地面積ですが、保存される樹木は、高木89本のうち43本。中木及び低木につきましては、密植状態のものもあり、本数の把握が困難であるので、未算定としています。しかし、保存緑地面積は高木のみで面積が2,159.33㎡となっています。

緑化基準ですが、接道部延長は、既存の道路境界に塀があり、接道部の緑化ができないため、基準69.13mに対して、0mで、基準を下回っていますが、基準に不足する長さにつきましては、緑地面積に振りかえることで基準を満たしています。緑地面積は、接道部緑化延長の不足相当分を含め、基準が808.36㎡になります。計画の緑地面積は、既存樹木の保存面積が2,159.33㎡ですので、基準を満たしています。樹木本数は、保存緑地面積が基準緑地面積を満たしているため、緑化基準への適用はありません。

2ページ目に、案内図及び緑化コンセプトをつけています。

緑化コンセプトは、計画地にはもともとたくさんの樹木があり、豊かな緑を形成しています。周辺にお住まいの方、道路を行き交う方々に四季折々の風情を提供してまいりました。建築後につきましても、これまで親しまれてきた緑豊かな景観を維持するよう努めるという計画になっています。

3ページ目に、現況図。

4ページから5ページ目に、植栽一覧表。

6ページ目に、緑化計画図をつけております。

緑化計画の説明は以上です。

続きまして、「杉並区みどりの顕彰「みどりの活動部門」の表彰について」報告いたします。

まず、杉並区みどりの顕彰についてですが、緑豊かな住宅都市の実現に寄与している、みどりの保全・創出等にかかわる活動等を顕彰することで、快適な都市環境に関する区民のみどりへの意識を高めるための顕彰制度として制定しているものです。この顕彰制度は、対象としまして、みどりの保全部門、みどりの創出部門、みどりの活動部門の3部門あります。平成24年度には、後世に残したい杉並の屋敷林をみどりの保全部門として、屋敷林所有者の保全意欲の高揚、区民の屋敷林保全の意識をさらに高めるための効果を狙いまして、実施した経緯があります。

それでは、資料をご覧ください。

今回は区民の行っている幅広いみどりの保全・創出活動を顕彰することで、区民の緑化意識の向上を図ることを目的とし、「みどりの活動部門（みどりの活動賞）」の顕彰を実施し、表彰を行いました。

添付しておりますパンフレットの一番裏面とあわせてご覧ください。

「みどりの活動賞」の募集・経過等ですが、募集期間は平成26年6月1日から8月31日まででした。応募総数は延べ20件で、14団体でした。

審査につきましては、区民投票を計3回実施しており、205票の投票をいただきました。第1回目は、平成26年11月に井草森公園で、2回目は、平成26年12月に本庁ロビーで、3回目は、同じく本庁ロビーで、平成27年1月に実施しました。区民投票での主な意見としましては、大人も子供も仲よくできる雰囲気がいい、年齢を問わず参加できる活動がいいなどのたくさんの意見をいただきました。

その後、審査会を平成27年2月と3月、計2回実施しました。審査会での講評としましては、どの取り組みも地域に根づいているため、地域コミュニティーを活性化させ、地域の皆様の愛郷心を培っていくものと考えます。また、どの団体も日ごろから長年にわたり、ボランティアとして緑化活動を続けていることに心から敬意を表し、今後のさらなる活動の充実に期待するなどの講評がありました。

区民投票と審査会を経まして、みどりの活動大賞を5団体、みどりの活動賞を9団体、選定しました。各賞の表彰団体は、表に記載されているとおりで、また、パンフレットの中面に団体名と活動内容、活動場所を示してあります。今回受賞された団体は、地域と一体となつての活動、地域に根づいた活動、地域に親

	<p>しまれる活動など、地域のつながりを大切に活動をしていただいている団体の皆様です。また、みどりに関する普及・啓発活動や学校への支援、また、自主的な勉強会などの実施など、活動の幅を広げるばかりではなく、みずからのスキルアップを図ることに積極的な団体ばかりでした。</p> <p>表彰団体の発表は「広報すぎなみ」5月1日号に掲載をし、発表しております。また、平成27年5月16日に実施しました「みどりのイベント2015」の開会式とあわせて表彰式を実施しました。各団体のみどりの保全・創出活動などについては、本パンフレットを活用しPRすることで、今後区民の緑化活動の拡大、また、活性化につなげていきたいというふうに考えております。</p> <p>長くなりましたが、私からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3件まとめてご報告いただきましたので、一括して質疑をお願いします。</p> <p>はい、どうぞ。M委員。</p>
M 委 員	<p>1点、貴重木のことについてお伺いしたいんですけども、貴重木の賠償保険のことがいろいろと書いてありますけども、風水害とかいろいろと大きな災害があったときに、この貴重木によって、例えば被害があった場合とか、それからあと、隣地への何か問題があったとか、例えば、私も、浴風会という場所がありまして、浴風会でもってすごい貴重木が倒れたことを現実に見ておりまして、あそこ周りに家がなかったからよかったと思うんですけども、もし家があった場合というときなんか、被害与えた場合のその保険の対応というんですか、所有者に対する賠償責任というものなんかも、この辺のことについてお伺いしたいと思っております。</p>
会 長	<p>はい、お願いします。</p>
みどり公園課長	<p>保険の対象につきましては、第三者への被害となります。通常におきましては、所有者管理ということが基本になっておりますので、所有者側に良好な管理をお願いするということです。この保険については、第三者への物損だったり、けがに対する保険です。</p>
会 長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございますか、いかがですか。</p> <p>はい。</p>
I 委 員	<p>みどりの活動の表彰なんですけども、規定的に、活動大賞と活動賞、例えば報奨金的なものというのは記載されていませんが、どういう形になっているのか、お教</p>

みどり公園課長	えいただけますか。受賞した人なんかについて。
I 委 員	今回の表彰に際しましては、表彰状をお渡ししています。また、団体での活動ということで、皆さんに使っていただくということで商品券をお渡ししています。
みどり公園課長	どの程度なんですか。
I 委 員	大賞につきましては、3万円。そして、活動賞については、1万円です。
会 長	はい、わかりました。
	ほかによろしゅうございますか。
	では、次の案件にいきたいと思います。
ごみ減量対策課長	次は、「区のごみの収集量等について」ということで、お願いします。
	私からは、「杉並区のごみ収集量等について」ご報告させていただきます。
	まず、お手元の資料の1です。ごみ収集量ということで、杉並区の区収集量、
	可燃ごみ、不燃ごみ、それから粗大ごみ、合計9万9,555 tということで、表の
	記載がございます。合計量、平成26年度は9万9,555 tで、前年度比で2.5%減少
	となっております。また、ここに書いてある1人1日当たり排出するごみ量です
	けれども、498 gとなっております。23区内で、平成23年度から4年連続の最
	少の量となっております。主な要因としては、粗大ごみや不燃ごみからの資源化
	により、減量が図られているものと認識しているところです。
	続きまして、裏面になりますけれども、2の資源回収量です。こちら、行政回
	収、集団回収ということと、粗大等資源化の内訳を記載しています。こちらの内容
	を見ていただきますと、資源回収量が、少し減っております。これはごみ収集
	量自体が減少している関係で、資源化率も横ばいの状態になっているというよう
	に考えております。
	3のところにごみ減量と資源化の推移について記載してあります。表面のペー
	ジに戻っていただきますと、大きく平成20年度で不燃ごみが大きく減っておりま
	す。こちらは、廃プラスチックの資源回収により、不燃ごみが大幅に減少したと
	いうようなことが、主な要因になっています。
	4で、ごみの減量化の取り組みですけれども、再資源化、粗大・不燃ごみの、
	今言われている金属類、それから拠点・イベント時での使用済み小型家電の回収
	などを引き続き行っていきまして、資源化に積極的に取り組んでいくということ
	を考えております。それから、こういった普及・啓発についてですが、清掃事務
	所で環境学習、清掃研修会、集積所排出調査指導のほか、ごみ・資源の収集カレ

	<p>ンダーというのも毎年つくっております。また、ごみ出しのアプリで収集日を確認できたりとかというのをつくりました。こういった普及・啓発を行っていくのとあわせて、コンポストだとか、生ごみ処理機の購入費助成なども行っていきながら、ごみの減量化、それから資源化とかということに取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>私からは以上になります。</p> <p>いかがですか。ご質問なりご意見なり。</p> <p>お願いします。副会長。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>質問です。杉並区は、ごみの量の減量化ということでは、頑張っておられるなという印象があるのですが。これはかなりPRできるんじゃないかなと思います。アジアのごみ問題も少しかかわってしまっていて、今、ごみ量が急増しているわけですね。どこも燃やさなくて、極端なことを言うと、野積みしているところもあって、非常に大きな問題になっている。その中で、これはかなりリサイクルも含めて杉並区は世界的なモデルになるんじゃないかと、注目しています。</p> <p>そういう意味で、杉並区のごみ量の推移、過去10年間というグラフをみると、13万tから約10万tへ、3万tぐらい減らしている。しかし、裏側の資源量推移を見ると、ほとんど変わっていないんです。だから、資源化せずにごみが減ったということは、これはどういう理由なのかが、若干わからないので、そこを教えてください。</p> <p>併せて、なぜこれだけ頑張っているのかという、構造的がよく見えないので、区民の努力なのか、あるいはコンビニ店などの努力か。コンビニに行くと小さなパックで売っていますよね。ごみが出ざるを得ないような生活構造になってしまっているの、なかなか減らないんですが。これどういう理由で減ったのかということが明示できるとPRのポイントの一つかなと思ったので教えてください。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>先ほど申し上げた、まず日々の努力というか、ごみの排出についての各世帯での努力というのもありますけれども、不燃ごみ、平成20年度のところで、1万8,000tぐらい減っているんですけども、その廃プラスチックを資源回収という形をとったというところで、不燃ごみの大幅な減少が3万t減のところにつながっていると認識しています。また、資源化については、数値的には余り伸びておりませんが、今、粗大ごみ、それから不燃ごみも金属類も資源化しているというところで小さな積み上げのところも含めて、このような状態になっているというふうに理解しております。ただ、東京全体でみると、23区で1番ですけ</p>

副 会 長	<p>れども、まだまだ多摩地域だと、もっと排出量が少ない地区もありますので、そういうところは今後参考にしながら取り組んで、さらにごみ減量を進めていければというふうに考えております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>もう一つ、これはコメントですが、裏側の一番冒頭の資源回収のところに、行政回収と集団回収というのがございますよね。行政回収がかなり大きいわけですが。実は私、昔多摩ニュータウンに住んでいて、リサイクルプラザがあって、そこに持ち込まれた、例えばたんすだとか、そういったものをリサイクルプラザという場所において専門の方々が再生して展示されているわけですね。前にいた芝浦工大システム理工学部が所在するさいたま市も同じようなのがあって入札制で椅子とか机を買ったこともありました。</p> <p>先ほどのこの清掃工場の関係で、別の方からご質問がありましたが、単なる資料室というのではなく、そういう行政が資源化回収したものをどのようにして、何ていうかな、もう一度マーケットに戻せるのかどうか、そういうリサイクルプラザ的なものがあつたほうが、より減量化が進むんじゃないかなと思います。また、資料室だったら、過去確かに杉並区のごみ戦争からこのように頑張ってきたと、あるいは清掃工場をつくり、それをこういう立派なものに建て替えた。加えてリサイクルの現状はこうなっていて、家具などの再生できるものは専門家の方々の力も借りながら具体的に取る。そういう発想はいかがでしょうか。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>お願いします。</p> <p>家具のリサイクルですので、私から現状をご説明申し上げます。</p> <p>現在、家具のリサイクルにつきましては、清掃で、粗大ごみで集めたものという形ではなくて、具体的には今度またご案内したいと思いますが、高井戸のほうにリサイクルひろば高井戸という施設を既に設置をしております。NPO団体に場所をお貸ししております。そのNPO団体が、区民の皆様から、家具を引き取ってほしいということをお申し込みを受けますと、引き取らせていただいて、それで販売ができるように少し手を入れまして、その高井戸のリサイクルひろばで家具の販売を既に取り組んでいます。</p> <p>ちょっと清掃の流れと違った流れで、取り組んでおります。委員ご指摘のように、清掃のほうとの調整はまだ課題ではあるかと思いますが、区としてもそういう取り組みをやっているところでございます。</p>
副 会 長	<p>ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございました。</p>

<p>会 長</p>	<p>私のほうから、ごみ減量対策課長にお願いですが、特にこの審議会で報告いただいたり議論をする資料をつくる時には、必ず環境基本計画だとか、ここの審議会で答申をしたものがあるわけですから、それに照らして評価を必ず入れていただきたい。私も自分でも調べてみたのですが、この中に、今いただいた中に、計画の目標に照らしてどうなのかという評価をちょっと一言加えていただきたいのですが。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>今、一般廃棄物の処理基本計画があり、こちらのほうでうたっているのが、平成29年度1日の1人当たりの排出量が490g。それから、平成33年度は、460gというような目標を立てて、ごみ減量に取り組んでいます。数値で考えますと、平成26年度の今回の498gというのは、かなり平成29年度の490gという目標にかなり近い数字になっているところであります。そういう意味では、ごみ減量の取り組みというのは、そういった目標数値と比べてみても着実に進んでいるのかなというふうに評価をしているところであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>あとリサイクルのほうもありましたよね。資源回収率の目標。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>平成29年度の目標が30%で、平成26年度だと28.5%ぐらいですから、若干目標値に届きませんでした。ただ、それはごみ量の減少により資源として出てくるものが少なくなっているということもあります。引き続きごみ減量とあわせた資源化推進のPRをすることによって、目標値になるべく近づけるような形をとっていければと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>私が説明するのも変ですが、皆さんの資料の後ろのほうに一般廃棄物処理基本計画がございますね。その7ページに、計画指標というのが書いてあります。平成26年度の短期目標というのが書いてありまして、そこを見ると、1人当たりごみ排出量は510g、資源回収率は28%と書いてありますが、ちょうど平成26年度の発表があったわけですから、これに照らすと短期的には達したというようにクリアに説明していただくとわかりやすいのです。ただ、さらに平成29年度、平成33年度と、さらに突き進んでいかなければいけないというご説明いただいたほうがわかりやすかったのではないかと思います。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>今、会長がおっしゃられたとおり、その510gに対して498gということなので、目標に照らした形でのごみ減量のところは進んでいるということで、評価しています。この先も、先ほども申し上げた数字に大分近づいておりますけれども、これからこの基本計画も平成29年度、また改定予定でありますので、そういった現実をちゃんと直視して目標値をしっかり立てて、施策に取り組んでいきた</p>

<p>会 長</p>	<p>いというふうに思っております。</p> <p>ありがとうございました。ほか何かございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>Fです。3番のところのごみ減量と資源化の推移のところ、廃プラスチックの資源回収でごみが減ったというふうには書かれているんですが、これは杉並区では、容器包装プラの回収を始めたということかと思うんですが、今後のプラ製品の資源化については、いかがなものでしょうかというのを、ちょっとこの場で聞いていいのかわからないんですが、もし何かありましたら教えてください。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>今言った容リプラのところの取り組みと、さらにプラスチックの資源化というようなところで、今現在新たに考えているというようなところはないですが、サーマルリサイクルということで、熱回収のところ引き続き取り組んでいるというところがあります。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>委員のKと申します。</p> <p>今のごみの減量化のお話で、プラスチックごみを回収するというので、大きな減量化が図られたということは、これは大変すばらしいことだと思います。ただほかの区を見ますと、プラスチックごみの回収というのは、やっているところとやっていないところがありまして、それがごみの量の大きな違いになっているのではないかと思います。このプラスチックごみの回収というものが、こんなにいいものであるということ、もっとほかの区にアピールしてもいいんじゃないのかということ、ちょっと考えましたので、ぜひこの利点、これだけの大きな減量効果があるんだよということ、もっとPRしていただけたらというのが1点でございます。</p> <p>それと、回収したプラスチックごみなんですけれども、今ちょっとお話がありましたけれども、主に焼却にやっぱり回っているということなので、焼却以外の用途にも使えないのかなというのはちょっと思っていますので、その辺にもお答え願いたいと思います。</p> <p>それから、ごみの減量につきましては、あと残っている問題としては、生ごみの減量があるかと思います。これについても区のほうとして、これからどうやって取り組んでいくのかということもお聞きしたいと思います。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>プラの資源化というところで、やっぱり広めていくという形とかがありますけれども、この資源化するに当たってかなり費用もかかったりするということがあ</p>

	<p>ります。その費用対効果じゃないですけども、効果はあるにしても、やみくもにその資源化をするに当たっては、少し課題もあるので、自治体によってその判断が違ってくるところがあるかと思います。ただ、杉並区がやっていることに関して、それはきちんとPRしていく必要があるかと思いますが、そういう実情もあるということでご理解いただければと思います。</p> <p>プラスチック製容器の汚れの取れないものを可燃ごみということで、燃やして熱回収というようなこともやっておりますので、これは引き続きやっていくという形になります。生ごみの減量というのは、水切りだとかというところで普及・啓発を行っています。今、NPOと協働提案事業ということで、子育て世代の主婦の方とかのところにPRをして、無駄な食材を買わないだとか、食材を有効利用するだとか、冷蔵庫の保存方法をきちんと整理をすることによって、ごみを出さないような工夫をするだとかというようなところの取り組みを、地道ながら昨年度からやっているところであります。</p> <p>すみません、以上です。</p>
会 長	<p>よろしいですか。先ほど次の計画策定、改定はいつごろかをおっしゃったと思うんですが、もう一度すみません。</p>
ごみ減量対策課長	<p>平成29年度。</p>
会 長	<p>平成29年度に改定するという事は、いつごろ諮問予定になるんですかね。</p>
ごみ減量対策課長	<p>平成29年度改定なので、平成29年度入ってから。</p>
会 長	<p>平成29年度の初めですか。そうですね、約1年間、数カ月かけましたからね、前回も。わかりました。</p>
ごみ減量対策課長	<p>平成29年度改定予定なので、検討は平成28年度から入るとなれば、またこちらのほうに報告とかという形になるかと思います。</p>
B 委 員	<p>Bです。今、プラスチックの回収について説明がありましたけれど、たしか杉並区は熱回収だけではなくて、プラスチックの資源回収のほうにも回しているというふうに聞いていますけれど、方向性としてはやっぱり熱の回収のほうに方向としては行っているんですか。</p> <p>それと、今、割合はプラスチックの回収の中で、どれぐらいの割合になっているんでしょうか。</p>
会 長	<p>よろしいですか。</p>
ごみ減量対策課長	<p>数値的に、プラスチックの容器包装というところで申し上げますと、平成25年度が4,452 t というところで、これ平成16年度のときは85 t でした。平成20年度</p>

<p>会 長</p>	<p>に、プラスチックのほう、大きく変わりました。平成19年度が1,407 t、それが平成20年度には4,819 tで、資源回収というところで推移しているところであり ます。</p> <p>時間の都合で先にいかせていただきたい。</p> <p>後ほど、これからの予定の議論をしたいと思っていますので、その中で色々な 課題が出ていますので、少し整理させてください。</p> <p>次に、「環境配慮行動アンケート調査について」お願いします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>環境課長のほうからご説明申し上げます。</p> <p>資料は「環境配慮行動アンケート調査の実施について」です。A4、1枚紙の 資料です。</p> <p>こちらのアンケートにつきましては、現在の環境基本計画がどの程度区民の皆 様に認知されているのかというようなことを、あるいは環境問題に関して区民の 方がどのように意識を持っていらっしゃるかというようなところを調べたいとい うことで、環境基本計画と環境配慮行動指針について調査項目20項目ほど設け て、計画の認知度あるいは取り組み状況などについて調査をしたいと考えており ます。</p> <p>調査期間は、今年の12月ぐらいをめどに実施をいたしまして、1月にはまとめ たいと考えています。</p> <p>方法といたしましては、区のほうでいろいろな区政に関するご意見をいただく 制度として、区政モニター200名の方、いろいろアンケートお願いしてございま すので、まずはこの区政モニターを使って調査をしてみたいと考えております。</p> <p>その結果につきましては、後ほどスケジュールでもまたご説明申し上げます が、今回第61回の審議会ですが、次の次の第63回の環境清掃審議会でご報告させ ていただきたいというふうに考えております。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>会 長 L 委 員</p>	<p>いかがでしょうか。</p> <p>調査項目として、全20問程度ということですが、この設問内容をこちらに 前もって教えていただくことはできるんですか。次の審議会とかというところ で。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>質問はこれからつくりますけど、ここにも書いてありますが、認知度とか取り 組み状況ですので、非常に月並みな質問内容です。環境基本計画についてご存じ ですかというようなところから入っていきうかなとは思っております。その質問</p>

<p>L 委 員</p> <p>会 長</p>	<p>をこの場でお見せしたほうがよろしいですか。お知りになりたいのであれば、お教えすることは一向に構わないのですが、審議会でその質問の中身を事前にご報告する予定はございませんので、結果をご報告する際には、質問項目とあわせて結果もご報告できると思っています。</p> <p>質問内容を12月に、もし可能でしたら、12月にこちらが検討するんじゃなくて、こんなふうに決まりましたという報告いただければと思っております。お願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>皆さませっかくでするので資料を見てください。このど真ん中に、環境基本計画が位置付けられています。2年前にこの審議会で答申をして区として決定した。環境基本計画は、先ほど説明がありましたように杉並区としての環境への取り組みの目標を掲げて、それをどういう政策や対策で、それをクリアしていくかということを示したものです。その中で、区としてやるべきこと、それから事業者の役割、それから区民一人一人の行動の変化とか、こういったことまで盛り込まれているわけです。先ほど審議会のやるべきことの中に、皆さんも多分お気づきだったと思うんですが、環境基本条例の中に、本審議会での審議事項が定められておりまして、「区長は、少なくとも年一回、環境基本計画及び配慮行動指針に関する施策の状況を整理し、杉並区環境清掃審議会に報告しなければならない。」と書いてあります。</p> <p>今のこの環境配慮行動のアンケートというのは、せっかくいいことが計画には書かれているのですが、これが何十万人、50万人、60万人の区民の行動変化だとか、行動に果たしてつながっているのかどうか、そもそも知られているのかどうか、その辺をきちんとフォローしないと、絵に描いた餅になると、こういう考え方で実施するということです。これはぜひ実施していただきたいのですが、当然ながら、環境基本計画に書いてあることで、区民に特にお願いしなければならない事柄に関して、果たしてそれがどのように発展しているのかというあたりの趨勢を把握することが大切です。</p> <p>その結果を、次の次の審議会で報告いただいて、まさに条例に書いてあるように報告して、皆さんで足らざるところはあるのかなのか、そういったことを議論する。これまさに、プランして、実行され、それをきちんと評価する。隣の副会長からも必ずこれをきちんとやるように指摘が来ています。</p> <p>アンケート項目について何か気になる点があれば、次の審議会は12月を予定し</p>
-------------------------	---

<p>環境課長</p>	<p>ていますが、その段階では多分もう遅く、結果を報告いただくという段階ですので、審議会の皆さま、もし何か気になるということであれば、予め事務局にアプローチしていただけたらいかがでしょうか。</p> <p>この件は、よろしいですか。</p> <p>ということで、報告事項は一通り終わりましたが、その他のところで、これからどうするか、特に本年度どうするかということについて、議論したいと思いますので、事務局のほうからお願いいたしたいと思います。</p> <p>では、今日のご報告などにつきましては、以上ですが、その他の項目でご用意をさせていただいた今後のスケジュールについてお話を申し上げます。</p> <p>資料のほうは、先日お送りいたしました資料の中の一番最後で、「平成27年度環境清掃審議会開催スケジュール等について」というA4、1枚の資料をご用意しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。</p> <p>これは、今年度のスケジュールを少しまとめてみた資料で、今日ここまで第61回の審議会後半になってまいりますので、資料の一番上のほうの制度の説明会と、それから第61回の審議会については記載のとおりです。</p> <p>今後ですが、中ほどに第62回環境清掃審議会ということで、予定をしています。今年の12月ごろを予定していますが、こちらでは、今日の中でも何回かお話がございましたが、緑化とか建築物の報告もさせていただいた上で、環境白書について、ご報告をさせていただく予定です。</p> <p>この環境白書につきましては、先ほどの条例に基づいて区長がまとめて報告をするという制度があります。区として、環境基本計画に関係するさまざまな取り組みがどのような状況だったかということで、白書をつくっていますので、これを今年の秋までには、平成26年度の実績をまとめて白書にする予定です。そちらをご報告をさせていただく予定です。</p> <p>それから、今日いろいろとご報告をさせていただきました杉並清掃工場につきましても、先ほどもこれもお話がありましたが、ぜひこの機会に現地をご覧くださいというふうに考えています。現地は高井戸です。見学をしていただいて審議会自体も一緒に開催したいと思っております。進め方については会長ともご相談をして開催に向けて準備をしたいというふうに考えています。</p> <p>それから、その次の第63回も予定をしています。第63回は、年が明けた3月ぐらいに、今日ご報告をさせていただきましたが、みどりの基金について、少し資料も整えた上で、今日もいろいろとご意見をいただきましたが、今後のみどりの</p>
-------------	---

<p>会 長</p> <p>N 委 員</p>	<p>基金についてご議論いただければというふうに考えています。それから、先ほどご報告申し上げました、環境配慮行動のアンケートについての結果報告をする予定です。</p> <p>その他ですが、事務局として今、今後の取り組みとして考えておりますのが、もう1点ありまして、今年の秋、10月ぐらいに環境課でさまざまな環境学習ということで区民向けの学習事業をやっているんですが、その一環といたしまして、区民向けのセミナーを開催をしたいと考えております。こちらのセミナーにつきましては、テーマとして環境基本計画などの内容を取り上げて区民の皆様にお集まりいただいて、講演形式でやったり、それからグループで少し討議をしていたくようなことを考えております。その中で、やはり環境基本計画や環境配慮行動に関する意識やご意見を聞く機会にもなるかというふうに考えておりますので、その準備も進めていきたいと思っています。その際には、大変恐縮ではございますが、審議会の委員の皆様にも何かご協力いただければ大変ありがたいなというふうに考えております。またセミナーの開催につきましては、準備をいたしましてご案内をさせていただきたいと考えています。</p> <p>最後が、アンケートを実施するというので、資料に書いてあります。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>今後の、とりあえず本年度だけですけども、本年度の進め方について、今、たたき台のご説明がありました。何かご質問なりご意見いかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>すみません、ちょっとこの後出なきやいけないものですから。申しわけありません、言いつ放しになっちゃうかもしれないかもしれませんが、やはり私の興味というか関心といいますか、区民からも今、大きく声が上がりに始めている善福寺川の改修問題については、ひとつ議題に上げていかなければいけないんじゃないのかなと私個人的には思うわけですね。</p> <p>この審議会条例見ましても、諮問事項に、区長の諮問に応じてというのがありますけれども、その他環境の保全に促進に関する重要な事項について審議をすべきだと書いてありまして、先ほどから話題に上がっている環境基本計画、それからみどりの計画に至っても、やっぱり河川の緑化推進というものについて大変注目をされているわけですね。</p> <p>中でも、善福寺川の和田堀公園というのは、和田堀公園マネジメントプランというものが東京都によっても策定されたりして、極めて重要な河川、緑地帯とし</p>
-------------------------	---

<p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>て位置づけられていると思うんですね。それが今回河川改修に伴って、これは水害対策ですけれども、和田堀公園の環境が相当変わってしまう可能性がある。これがあと10年もしない間にいよいよ善福寺川の花見の名所である尾崎橋の桜並木にも到達するわけですね。</p> <p>やっぱり率直に言いまして、いろんな大きな、オリンピックだとか大きな事業が出るとぼんと1,000億とか、さくっとお金が使われるんですけども、こういう極めて何十年なんですか、何百年なんですか、かけてつくられてきた、守られてきた自然環境を、これに守るということについては本当に100億の金も出てこないというね。</p> <p>私は、やっぱり和田堀公園、あるいは善福寺川緑地帯を、自然環境を守ろうと思えば、水害対策とその緑地環境を守るというのは、一定のお金をかければできない話じゃないなと思っているんですね。そういうことに関して、専門家からの意見を聞いた計画にも一切ならないまま、これからこの河川改修が進められていくと。</p> <p>これ本当に、こんなことでいいのだろうかというのは、私は思っています、ぜひ清掃とともに、一つ環境というのが大きな柱の審議会ですので、12月の視察の際には、ぜひ高井戸清掃工場とともに、和田堀公園もそれほど離れておりませんので、私なんかは視察の行程の一つ入れていただいて、やっぱり審議会のメンバーで豊かなワイルドな自然をちょっともう一度見ていただく機会がないものかななんて思ったりもしています。</p> <p>以上です。何か言いつ放しですみません、ちょっと出ちやいますけど。</p> <p>わかりました。</p> <p>前々からそういうご意見が何人かの方から出ていますので、この審議会ですら扱ったらいいかというのが、なかなか本格的にやるとなると準備その他あると思いますが、どうでしょうかね、清掃工場に行くときに、もし時間的な余裕があれば足を延ばすということは、物理的に可能ですか。いかがでしょうか。</p> <p>和田堀公園というのは、永福町なんですね。それで、清掃工場は高井戸でございまして、距離にして2、3 kmは離れています。ちょっと清掃工場1カ所見て、審議会に入らないと日程的には難しいかなと思います。当日回るというよりは、清掃工場は高井戸ですので、高井戸でお集まりいただいて、工場とそれから隣接する区民センターなどを使って審議会を開催するのはいかがかなというふうに考えておりますので。</p>
---------------------------	--

<p>会 長</p>	<p>第62回は環境白書の議論がありますよね。そうすると、どのぐらいの時間を考えていますか。時間的には。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>通常、今日もそうでございますけれども、審議会本体は1時間でございますが、この見学自体も1時間は見ないと難しいかなと思っているんですね。ですから、ご報告なども合わせて、今日も説明会合わせて2時間半というお時間いただいた方々いらっしゃるのですが、やはり2時間半ないし3時間、工場見学一つとっても合わせると3時間ぐらいのお時間いただかないと難しいかなと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>要するに、午後の半日を使うというぐらいを考えているんですね。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>そうです。そういうイメージです。</p>
<p>会 長</p>	<p>審議会の審議時間が1時間で、清掃工場が1時間。これは無理ですね。これは無理ですので、清掃工場を入れて3時間余りですね。わかりました。</p> <p>いずれにしても和田堀公園の話は自然緑化の問題があるのと、それからヒートアイランドなり、最近の気候変動問題で集中的な豪雨が多発するような状況になって、時間当たりの降雨量が、昔は異常気象と言っていたのが、今や恒常的な気象ですから。そうすると、大した雨を想定していなかった都市改修、昔の河川工事が根本から今、これ何も杉並の問題だけではないですよ、日本中の大都市はみなその問題で今、悩んでいるわけで、これは温暖化対策として捉えるということがあり得るわけですね。温暖化の適応ですよ。適応というのは、温暖化はある程度進まざるを得なくて、もうある程度の気候変動は起こるということは、これは世界の科学者が言っていますので、残念ですが、それに我々は合わせていかなければならない。</p> <p>となると、河川改修を行うのか、要するに雨水が急増したときの対策をどうするかというのは環境問題です。自然環境問題というよりもエネルギー問題温暖化問題なのです。だからこれは、都の問題だとか何とかという問題というだけでなく、そこをどうしたらいいかという、要するに水が流れているところ、平地で住宅が建っているところ、その空間が非常に込み入ったところに、杉並という地主である杉並区として、どう両立させたらいいかというのは非常に難しい問題で、これは政治問題でもあると思いますので、よく頭を整理してどういう事柄がかかわっているのかというのを、全部整理をしなければなりません。一つの側面だけで議論するわけにいかない。ちょっと議論すれば済む話ではないと思いますので、どうしたらいいか、少し皆さん考えてきてください、次回までに。次回の第62回</p>

E 委員	<p>のときに、その辺のことも事務局も少し考えてみていただけませんか。</p> <p>今のことで、何かあればどうぞ。</p> <p>Eです。前回も河川の専門の先生に来ていただいて、ちょっとお話を伺ったらどうかというお話が会長から出たと思うので、ぜひ河川のことについての専門家の研究者の方に来ていただいて、ちょっとレクチャーしていただくというのはどうでしょうか。</p>
会 長	<p>そういうのも考えられますよね。</p>
E 委員	<p>和田堀公園も見るとも大変貴重な体験だとは思いますが、従来の河川工事では追いつかないということだと思っんですね。ですから、ぜひ一挙に雨水が川に流れ込んで、それをもっと深く川を直線的にすれば解決するということではないと思うので、やはり根本的な考え方の見直しということで、私たちもちょっとお勉強したほうがいいんじゃないかなと思います。</p>
会 長	<p>多分、結論がなかなか出ない問題かもしれませんが、少し審議会として議論を試みるということはあるかと思いますが。</p> <p>ほかにいかがですか。</p> <p>今の話以外に、これからの年間の予定という観点で少しご覧いただきたいと思いますが、事務局側のこのスケジュールの背景は、やはり計画ができて、さっきの清掃計画もそうですが、2年、3年経ってきて、中間年を迎えるわけです。計画というものはつくりっ放しではなくて、それがどういうふうに展開しているかということを見る必要があります。環境白書というのは、どちらかという公的なサイド、公的な政策としてどういうふうになっているかというサイドの話が中心になりますので、環境白書に何が書いてあるかを勉強するだけというよりも、以前にここで議論した環境基本計画なり一般廃棄物の処理基本計画なり、それが果たしてどう進捗しているのか、あるいはもし問題があり達成がなかなかできないとするのであれば、どの辺に問題があるかというあたりを評価する場として位置づけてはどうかと思います。</p> <p>それから、先ほどから出ています、区民に対する期待も計画には随分出ていますが、これはそもそも区民が知らないとか、問題意識がないということだと、書くばかりの作文審議会だというふうに言われかねません。そこで、10月に、下のほうの「その他」に書かれています、区のほうで基本計画の普及・啓発の場を設営したらどうかという提案があるわけですし、私は事前にその話聞いて、大変結構ではないかということで、ぜひその場を上手に設計をして、区民として参</p>

	<p>加してよかったと、一方、環境基本計画を進行管理する立場から見ても非常に有意義だったという場にしたいなと思いました。ぜひこの皆さまに積極的に参画いただきたいのです。お願いします。</p> <p>こういったもの、それからアンケートなどで、いわゆる公共サイド、公的サイドの取り組みに対して、民間、区民の取り組みなどが、どういうふうに推進されているのか、変化しているのかというあたりを把握した上で、第62回、第63回において、少し評価をしてみましようということだと思っうんですね。多分来年度、平成28年度になりますと、先ほど来、平成29年度に計画云々というような話がありましたけれども、次に目指して何をしていくのかというあたりに議論が展開していくものというふうに思います。</p> <p>それから、みどりの基金は、先ほど私がここに書いてあることを失念してしまして、少なくとも今のままだと、どうもみどりの基金そのものに何かバリアが出てきてしまうような傾向がありますので、第63回に一度基本に立ち返った議論というものを行ったらどうかということだと思っいます。</p> <p>あと、それに加えて今日幾つか出たいろんな問題点ありましたので、どう今後こなしていったらいいか、私のほうで事務局とよく相談をさせていただきたいというふうに思っっていますが、よろしいでしょうか。</p> <p>次回は12月ですが、10月にも、ぜひご参加いただきたいと思っいます。</p> <p>ほか何か、これからのことについて、ご意見なりお気づきがあったら、お願いします。</p> <p>F 委 員 手短に1個だけ。12月の工場見学の際には、ちょっと離れていますけど、環境情報館と、家具のリサイクルの小さなビルもセットで、ぜひ見学させていただければ、いろいろなお話がまとめてできるのかなと思っいますので、ぜひよろしくお願っいたします。</p> <p>会 長 ところで審議会を開催するのではなかつたですか。</p> <p>環 境 課 長 先ほど区民センターなどと申し上げましたが、場所はこれから調整いたしますけど、環境活動推進センターの中にも部屋がございますので、一応そこも想定してやっていきたいと思っいますので、ご覧いただけると思っいます。</p> <p>会 長 ありがとうございます。</p> <p>環 境 課 長 そのほか、区のほうで何か連絡事項その他あれば、お願っいたします。</p> <p>通常ですと、次回のご予定を申し上げて終わりですが、先ほどもう既に申し上げましたので、私のほうからは特にございませぬ。</p>
--	---

会 長	よろしいですか。 今日はこれで、第61回の審議会は、閉会とさせていただきます。 どうもありがとうございました。
-----	---